



発行 新潟県

号外 1

平成31年 3月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 312 道路の区域変更 (道路管理課)
- 313 道路の供用開始 (道路管理課)
- 314 道路の区域変更 (道路管理課)
- 315 道路の供用開始 (道路管理課)
- 316 道路の区域変更 (道路管理課)
- 317 自動車専用道路の指定 (道路管理課)

告示

◎新潟県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年 3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三ツ屋町17番6から 同市大字青野字沢田887番1まで	新	(A)6.4~20.2メートル	7,044.6メートル
上越市大字大日字前田175番1から 同市三和区本郷字原畑260番1まで		(B)12.9~104.5メートル	7,678.4メートル
上越市三ツ屋町17番6から 同市大字青野字沢田887番1まで	旧	(A)6.4~20.2メートル	7,044.6メートル
上越市大字大日字前田147番1から 同市三和区本郷字原畑260番1まで		(B)16.0~99.0メートル	7,542.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更

3 路線の重用

一部区間一般国道404号、県道上越安塚柏崎線及び県道小猿屋黒井停車場線と重用

◎新潟県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
上越市大字戸野目古新田字野畔131番2から同市大字桐原字南新田1367番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月24日

◎新潟県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字戸野目古新田字大西269番1から 同市大字戸野目字三反田171番1まで	新	18.0～130.0メートル	1,400.0メートル
	旧	(A) 12.0～48.9メートル	1,340.4メートル
		(B) 12.0～58.0メートル	1,297.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間国道253号、県道田屋戸野目線と重用

◎新潟県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間
上越市大字戸野目古新田字大西269番1から同市大字戸野目字三反田171番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月24日

◎新潟県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 田屋戸野目線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字門田新田字下の輩33番1から 同市大字門田新田字下の輩33番1まで	新	28.0～31.0メートル	6.9メートル
上越市大字門田新田字下の輩33番1から 同市大字門田新田字下の輩37番1まで	旧	15.0～49.0メートル	137.9メートル

◎新潟県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 一般国道 253号

2 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員	延 長
上越市大字戸野目古新田字二番割350番2から 同市大字桐原字南新田1367番1まで	12.9～71.2メートル	2,600.0メートル

3 指定の期日 平成31年3月24日